

令和 5 年度決算に基づく

岩沼市健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

岩 沼 市 監 査 委 員

岩 監 第 2 2 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

岩沼市長 佐 藤 淳 一 殿

岩沼市監査委員 佐久間 寛 治

岩沼市監査委員 佐 藤 一 郎

健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく岩沼市一般会計等の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項について審査をしたので、次のとおりその意見を提出する。

令和5年度決算に基づく岩沼市一般会計等健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和6年4月10日から令和6年8月22日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率は下記のとおりである。

記

	健全化判断比率 (%)	令和5年度 (%)	早期健全化基準 (%)
①	実質赤字比率	-	13.31
②	連結実質赤字比率	-	18.31
③	実質公債費比率	△ 0.5	25.0
④	将来負担比率	-	350.0

① 実質赤字比率

一般会計の実質収支赤字額の標準財政規模に対する割合で、一般会計の実質収支は黒字のため算定されない。

② 連結実質赤字比率

市の全会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の実質収支赤字額の標準財政規模に対する割合で、全ての会計で実質収支は黒字のため算定されない。

③ 実質公債費比率

地方債元利償還のために充てた額の標準財政規模に対する3ヵ年平均の割合で、△0.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っていることから、健全な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率

一般会計が将来にわたり負担する債務の標準財政規模に対する割合で、その償還に充てることができる収入見込額が債務より大きいため算定されない。

令和5年度決算に基づく岩沼市水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和6年4月10日から令和6年8月22日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は下記のとおりである。

記

	比率名 (%)	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
①	資金不足比率	-	20.00

① 資金不足比率

資金不足額の事業の規模に対する割合で、当事業は資金不足額を生じていないため算定されない。

令和5年度決算に基づく岩沼市下水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和6年4月10日から令和6年8月22日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は下記のとおりである。

記

	比率名 (%)	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
①	資金不足比率	-	20.00

① 資金不足比率

資金不足額の事業の規模に対する割合で、当事業は資金不足額を生じていないため算定されない。

令和5年度決算に基づく岩沼市特定公共下水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和6年4月10日から令和6年8月22日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は下記のとおりである。

記

	比率名 (%)	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
①	資金不足比率	-	20.00

① 資金不足比率

資金不足額の事業の規模に対する割合で、当事業は資金不足額を生じていないため算定されない。

令和5年度決算に基づく岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計
資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和6年4月10日から令和6年8月22日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は下記のとおりである。

記

	比率名 (%)	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
①	資金不足比率	-	20.00

① 資金不足比率

資金不足額の事業の規模に対する割合で、当事業は資金不足額を生じていないため算定されない。